

# 搬入の手引

令和6年4月

公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
(ASEC)

公益財団法人愛知臨海環境整備センターは、平成 25 年 1 月に「エコアクション 21」認証を取得し、環境管理に努めています。

当該認証に基づく弊財団の環境方針は、次のとおりです。

## 環 境 理 念

公益財団法人愛知臨海環境整備センター(略称：ASEC)は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、安心、安全な運営と整備、廃棄物処分のあらゆる面で環境保全に配慮して行動します。

## 基 本 方 針

### 1. 環境法規等の遵守

環境に係る法律、条例及び地元との協定を遵守するとともに、事業活動の根幹として廃棄物を適正かつ安全に処分します。

### 2. 環境負荷の低減

電気、ガス、化石燃料等の使用量の削減、節水、化学薬品の管理徹底を図ることにより、環境負荷の低減に努めます。

### 3. 資源循環の推進

廃棄物の再生利用、グリーン購入を推進することにより、資源循環の推進に努めます。

### 4. 環境管理体制の構築

全職員に環境方針を周知し、環境目標を設定します。環境目標は、定期的に見直しを行い、継続的な改善に取り組みます。

環境教育等を全職員に対し定期的に行います。

### 5. 地域環境への貢献

地域の環境調和を図るとともに、地域の環境保全活動に積極的に参加します。

### 6. 廃棄物の処分に関する調査研究事業

廃棄物の安心・安全な処分に向けた調査研究事業を行います。

### 7. 環境コミュニケーション

この方針は、事務所内に掲示し、インターネット上のホームページで公開します。

また、目標に対する取組みについて、環境活動レポートを作成して、内外に広く公表します。

公益財団法人愛知臨海環境整備センター

## 目 次

1	埋立処分場の概要	1
2	営業日等	1
3	契約できる方	2
4	搬入上限量	2
5	受入基準	2
6	受入契約の手順	2
7	搬入方法	4
8	処分料金	6
9	契約内容の変更	7
10	契約の解除	7
11	その他の留意事項	7

この「搬入の手引」は廃棄物等の排出事業者の皆さまが、廃棄物等の埋立処分を公益財団法人愛知臨海環境整備センター（以下「アセック」という。）に委託する際に必要な手続き等を取りまとめたものです。

なお、最新のものは下記URLに掲載されています。

<<https://www.asec.or.jp/works/index.html>>

## 1 埋立処分場の概要

名称：衣浦港3号地廃棄物最終処分場

所在地：知多郡武豊町字三号地1番地

施設の概要			
管理型区画			
面積	34.4ha	廃棄物埋立容量	423万m <sup>3</sup>
安定型区画			
面積	8.4ha	廃棄物埋立容量	73万m <sup>3</sup>
受入廃棄物等	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、無機性汚泥、鉱さい、ダスト類（ばいじん）、第13号廃棄物、一般廃棄物（燃え殻、ばいじん、熔融スラグ、無機性汚泥）		

## 2 営業日等

### (1) 営業日

月曜日～金曜日

土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む。）、  
12月30日～1月4日は休業日。

営業カレンダーについては、アセックのホームページをご覧ください。

### (2) 受入時間

9:00～12:00、13:00～16:30

### (3) 臨時の受入停止

ア 武豊町に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報及びこれらに関する特別警報等が出された場合

イ 武豊町臨海部に津波警報又は大津波警報が出された場合

ウ ア又はイの警報発令による受入停止は、警報解除後、場内の安全確認が終了するまで継続します。

エ 強風、大雨、地震等により業務に支障を生じる可能性がある場合は、受入時間の変更、一時閉鎖等を行う場合があります。

オ その他、アセックが操業できないと判断した場合は、一時的に閉鎖等を行う場合があります。

### 3 契約できる方

- (1) 愛知県内の工場、事業場、工事現場から、産業廃棄物を排出する者
- (2) 愛知県内の処理施設から、中間処理を行った産業廃棄物を排出する者
- (3) 愛知県内の市町村又は一部事務組合

### 4 搬入上限量 (キャップ)

当処分場では、愛知県からの依頼を踏まえ、埋立計画期間である令和14年度末まで計画的に廃棄物の受け入れができるように、各事業者様に年間搬入上限量(キャップ)を設けるキャップ制度を令和6年4月から開始しています。

なお、新規に搬入する事業者の方のキャップは、年間100～300トンを上限とします。

### 5 受入基準

- (1) 廃棄物等の受入基準は、p11-12に示すとおりです。
- (2) 燃え殻、無機性汚泥、廃プラスチック類のうち自動車等破砕物、廃プラスチック類の溶融固化物、鋳さい、ダスト類、第13号廃棄物及び一般廃棄物(以下「管理型廃棄物」という。)については、p13の判定基準に適合したものに限り、(一般廃棄物は、燃え殻についてはp13の燃え殻の判定基準を、ばいじん(ダスト類)についてはp13のダスト類の判定基準を、無機性汚泥についてはp13の無機性汚泥の判定基準をそれぞれ適用します。溶融スラグについては、p13の燃え殻の判定基準の測定項目のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、及びセレン又はその化合物の6項目とします。)

### 6 受入契約の手順

#### (1) 廃棄物等埋立処分委託申込書の提出

廃棄物等処分の委託を希望される排出事業者の方は、廃棄物の排出事業場等ごとに関係書類を提出してください。

#### ア 提出書類

(ア) 廃棄物等埋立処分委託申込書「様式第1号」(p19)(注1)

#### (イ) 添付書類

① 廃棄物等性状表(廃棄物の写真添付)

「様式第5号」(p27)(注2)

② 付近の見取図、事業場内見取図(廃棄物等排出場所・保管場所を明示)

③ 搬入計画書 「様式第3号」(p23)

④ 搬入車両一覧表 「様式第4号」(p25)

- ⑤ 廃棄物等の搬入に使用する車両の自動車検査証の写し（注3）
- ⑥ 履歴事項全部証明書（商業登記）等（注4）（国、地方公共団体及びこれに準ずるものは除きます。）
- ⑦ 産業廃棄物処理業許可証の写し（注5）
- ⑧ 分析証明書の写し（注6）
- ⑨ 電子マニフェスト加入者証の写し（電子マニフェストを利用される場合）

注1：押印の必要はありません。

注2：同じ品目の廃棄物（例：無機性汚泥）であっても、発生工程や廃棄物の性状が異なる場合は、別葉としてください。

注3：原則として、搬入に使用される車両は自動車NOx・PM法適合車としてください。（本処分場はNOx・PM法対策地域です。）

注4：履歴事項全部証明書（商業登記）等又はそれに代わるものの写し（公的機関が発行した証明書・建設業許可証・産業廃棄物処分業許可証等）

注5：産業廃棄物の収集運搬を第三者に委託される場合は委託先の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、また、申込者が産業廃棄物の中間処理業者にあつては産業廃棄物処分業許可証の写しを提出してください。

注6：分析証明書として、環境計量証明事業所又は公共機関が3か月以内に発行したもの（以下「計量証明書等」という。）の写しを提出してください。ただし、ダイオキシン類については、1年以内に発行された計量証明書等の写しでもご利用いただけます。分析項目については、廃棄物等の種類ごとに定められていますので、p13をご確認ください。

#### イ 申込み時期

安定型廃棄物 …… 搬入開始希望日の概ね1週間前まで

※ 後述する現地調査を実施後であれば、必要書類をそろえていただい  
てから、約1週間後に搬入いただけます。

上記以外のもの …… 搬入開始希望日の概ね3週間前まで

#### ウ 申込み手続の場所

公益財団法人 愛知臨海環境整備センター 管理部管理課契約担当  
知多郡武豊町字三号地1番地 電話 0569-89-7390

### (2) 現地調査の実施

日程調整のうえ、アセック職員が排出事業場等に出向き、廃棄物等の発生工程や保管状況等を調査させていただきます。

また、現地調査の際に検体採取及び溶出試験等を実施することがあります。なお、契約後、搬入する廃棄物等について、抜取検査により溶出試験等を実施することがありますので、その際にご協力いただきますようお願いいたします。

### (3) 委託契約の締結

廃棄物等埋立処分委託申込書の内容及び現地調査の結果がアセックの受入基準に適合していた場合は、契約締結の手続をさせていただきます。

ア 契約書は2部アセックで作成し、双方が各1部を保管することとします。

イ 契約期間は1年以内とさせていただきます。ただし、契約期間満了の1か月前までに双方から異議の申出がなかった場合は、さらに1か年延長するものとし、以後これに準じる形にさせていただきます。

ウ 引き続き1年間廃棄物の搬入がない場合は、直前の搬入から1年を経過した時点で契約を解除したものとみなします。

エ 契約書に貼付する印紙は、双方の負担とさせていただきます。

オ 契約締結時に次の書類等をお渡しします。

- ① 廃棄物等搬入車票（以下、「搬入車票」という。） 「様式第7号」（p27）
- ② 搬入伝票（必要に応じ）

## 7 搬入方法

### (1) 搬入の手順

搬入の際には以下のものが必要になります。

- ・ マニフェスト伝票等（注1）
- ・ 搬入車票
- ・ ヘルメット及びライフジャケット

※上記のうちいずれかをお持ちでない場合は、搬入できない場合があります。

① ライフジャケットは場内（計量棟入場～退場の間。以下同じ。）では必ず着用してください。また、ヘルメットは場内で車外に出る際には必ず着用してください。

② 搬入時に車両の荷台にシート等を設置している場合は、計量棟に進入する前に、計量棟手前にある待機場であらかじめ、シート等を取り外してください（計量棟で積荷を確認させていただくため。）。

③ 搬入車両は、計量棟手前で一時停止してあおりの開閉状況と計量棟の青信号を確認のうえ徐行して1台ずつ進入してください。あおりの確認不十分による接触事故が多発していますので、ご注意ください。

④ 計量棟に進入しましたら、搬入車票とマニフェスト伝票等を係員に提出し、計量を受けてください。

⑤ 計量終了後、搬入車票、マニフェスト伝票等及びカラーファイル（注2）を受け取り、係員の指示する場所（管理型区画（浮栈橋）、安定型区画（陸上）、抜取検査場等）に移動してください。

⑥ 場内移動の際は、カラーファイルを車両の正面から確認できるように運転席前面に掲示のうえ、係員や標識に従って左側通行で運転してください。

また、場内を安全にご利用いただくために、係員がいる箇所や廃棄物等の投入時には係員の指示が聞こえるように、車両の窓を開けてください。

- ⑦ 場内の制限速度は20 km/hとなっていますが、安全のため、場所によって走行速度をさらに制限させていただいています。場内にある標識に従って運転してください。
- ⑧ 投入終了後、計量棟で搬入車票、マニフェスト伝票等及びカラーファイルを係員に提出し、計量を受けてください。
- ⑨ 計量終了後、係員から搬入量が記載された受入証及び終了印を押したマニフェスト伝票等を受け取り、退場してください。

注1：マニフェスト伝票、電子マニフェスト受渡確認票等、焼却残さ搬入伝票のいずれか。

なお、電子マニフェスト受渡確認票については、原則JWNETから出力したA4サイズの受渡確認票を2部ご用意ください。

注2：廃棄物等の投入場所をカラーファイルの色で区分しています。

## (2) 搬入時の注意事項

- ① 搬入車両は、原則としてダンピング等により滞りなく廃棄物等を投入できる車両としてください。また、廃棄物等の性状についても、同様に滞りなく投入できるような状態にしてください。アセック職員は荷下ろしを行えません。なお、次に掲げる車両による搬入はできません。
  - ・ パッカー車
  - ・ バキューム車
  - ・ アセックのトラックスケール（積載面の長さ10.5m）で秤量できない車両
- ② 搬入車票は、一般道路を通行する際も車両の正面から確認できるように掲示してください。
- ③ 搬入にあたっては、廃棄物等の飛散又は落下を防止するため、防じんシートの使用やバンパーの清掃等の十分な措置を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法等の法規を遵守してください。
- ④ 周辺道路上での待機、駐車やごみのポイ捨ては行わないでください。
- ⑤ 洗車設備でタイヤを洗浄する際は、徐行で走行し、付着した廃棄物が残らないようにしてください。
- ⑥ 荷台への廃棄物等の付着を防止するためのビニールシート等を使用する場合は、シート等が廃棄物とともに投入されないようにしてください。また、砂や建設残土等の水に沈むものを使用する場合は廃棄物とともに投入できますが、事前にアセック管理部管理課契約担当までご相談ください。
- ⑦ 計量棟への進入時及び退出時は徐行し、急ハンドル、急停車及び急発進は行わないでください。
- ⑧ 場内は禁煙です。なお、車内での喫煙は可としますが、火気には十分注意してください。
- ⑨ 搬入車両は、16時45分までに退場してください。
- ⑩ その他、係員の指示に従ってください。



### (3) 受入の停止・拒否

①次に該当する場合は、受入をいたしません。

- ア アセックが受入を承諾していない廃棄物等を搬入しようとするとき。
- イ 受入基準に適合していない廃棄物等を搬入しようとするとき。
- ウ アセックの承諾を受けずに混載した廃棄物等を搬入しようとするとき。
- エ アセックの係員の指示に従わないとき。
- オ 搬入車両の車両番号が搬入車票に記載した車両番号と異なるとき。
- カ 搬入時に必要書類を携帯しないとき又は記載内容に不備があるとき。
- キ 目視検査、展開検査、抜取検査及びその他アセックの必要とする検査に応じないとき。
- ク その他、アセックの埋立処分事業の運営に支障があると認められるとき。

②次に該当する場合は、受入を停止することがあります。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境関係法令等、委託契約及び搬入の手引を遵守しないとき。
- イ 受入基準に適合しない廃棄物等を搬入するおそれがあるとき。
- ウ 申込書等に虚偽又は不正を発見したとき。
- エ 処分料金等を指定期日までに支払わない状態にあるとき。
- オ ①の状況が繰り返されるとき。

## 8 処分料金

### (1) 算出方法

最終処分場入場時及び退場時に車両重量を計測し、その差を搬入量とします。最小計量単位は0.01トン(10kg)です。

料金は、廃棄物等の毎月1日から月末までの月間累計搬入量(0.01トン単位)に埋立処分料金表(p14)の処分単価を乗じ、更に消費税及び産業廃棄物税(課税される場合のみ。)を加算して算出します。(1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。)

### (2) 納入方法

料金の納入は、原則として後納とさせていただきます。毎月15日までに前月分の処分料金の請求書を送付させていただきますので、請求書に基づき、請求月の月末までに、アセックの指定口座に振込みを完了していただくようお願いします。なお、振込手数料については、排出事業者の負担とさせていただきます。

## 9 契約内容の変更

### (1) 排出事業場の追加

排出事業場の追加は新規契約となりますので、新規に申込みを行ってください。

### (2) 廃棄物の品目、性状の変更

廃棄物の品目の変更（追加）や製造工程等の変更に伴う廃棄物の性状の変更の場合は変更契約を行います。新規契約と同様の手続を行ってください。

### (3) その他軽微な変更

排出事業者の所在地、名称、代表者の変更、料金請求先の変更、マニフェストの交付方法及び契約品目の一部削除が生じた場合、速やかに変更届出「様式第2号」（p15）を提出してください。

また、運搬方法（収集運搬委託業者）及び車両の変更は、搬入日の3日前までに変更届出を提出してください。その際、廃車等により不要となった搬入車票は返却してください。

※変更届出「様式第2号」への押印は必要ありません。

※変更時に必要な書類はp28をご参照ください。

## 10 契約の解除

契約の解除を希望される場合は、契約解除通知「様式第6号」（p26）を提出してください。その際、不要となった搬入車票は返却してください。

### 11 その他の留意事項

- (1) アセックとの連絡担当者をおいてください。
- (2) アセック又は第三者に与えた損害については、賠償していただきます。
- (3) 搬入車票を第三者に貸与したり、譲渡したりすることはできません。また、紛失した場合は直ちに連絡してください。
- (4) 法律等違反による改善命令、許可取消など行政処分を受けた場合は、自主的に文書により報告してください。

(参考)

#### 【浮棧橋での投入手順】

浮棧橋においては、次の手順で廃棄物等を投入してください。

なお、拡声器や場内放送により指示をすることがあります。その場合は係員の指示に従ってください。

- (i) 浮棧橋の手前で標識に従って停止してください。
- (ii) 係員から進入の指示があったら、信号が青であること、浮棧橋から退出中の車両がないことを確認し、1台ずつ、徐行して浮棧橋に進入してください。

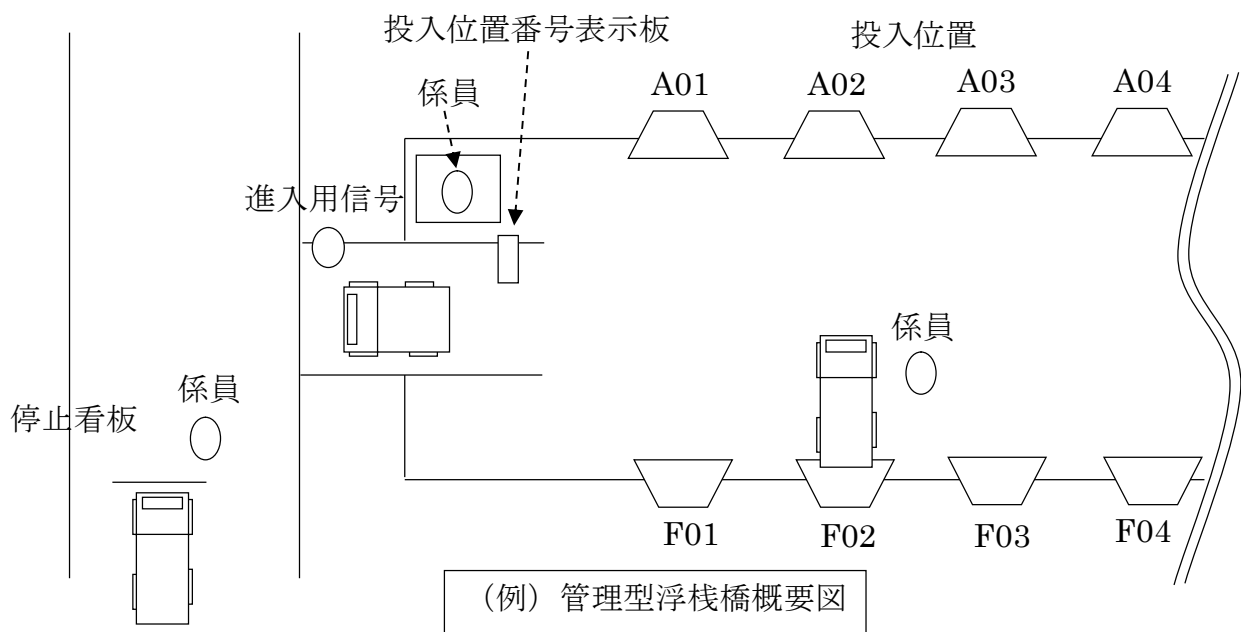
なお、浮棧橋への進入・退出部分は、道幅が狭いため、退出車両優先の交互通行とします。

(iii) 投入位置番号表示板及び係員の指示に従い、指示された投入位置へ進んでください。

(iv) 投入位置では、係員の指示に従ってダンピングを開始してください。

なお、必要に応じ展開検査を行います。展開検査を実施する場合は、検査が終了するまで、その場でお待ちください。

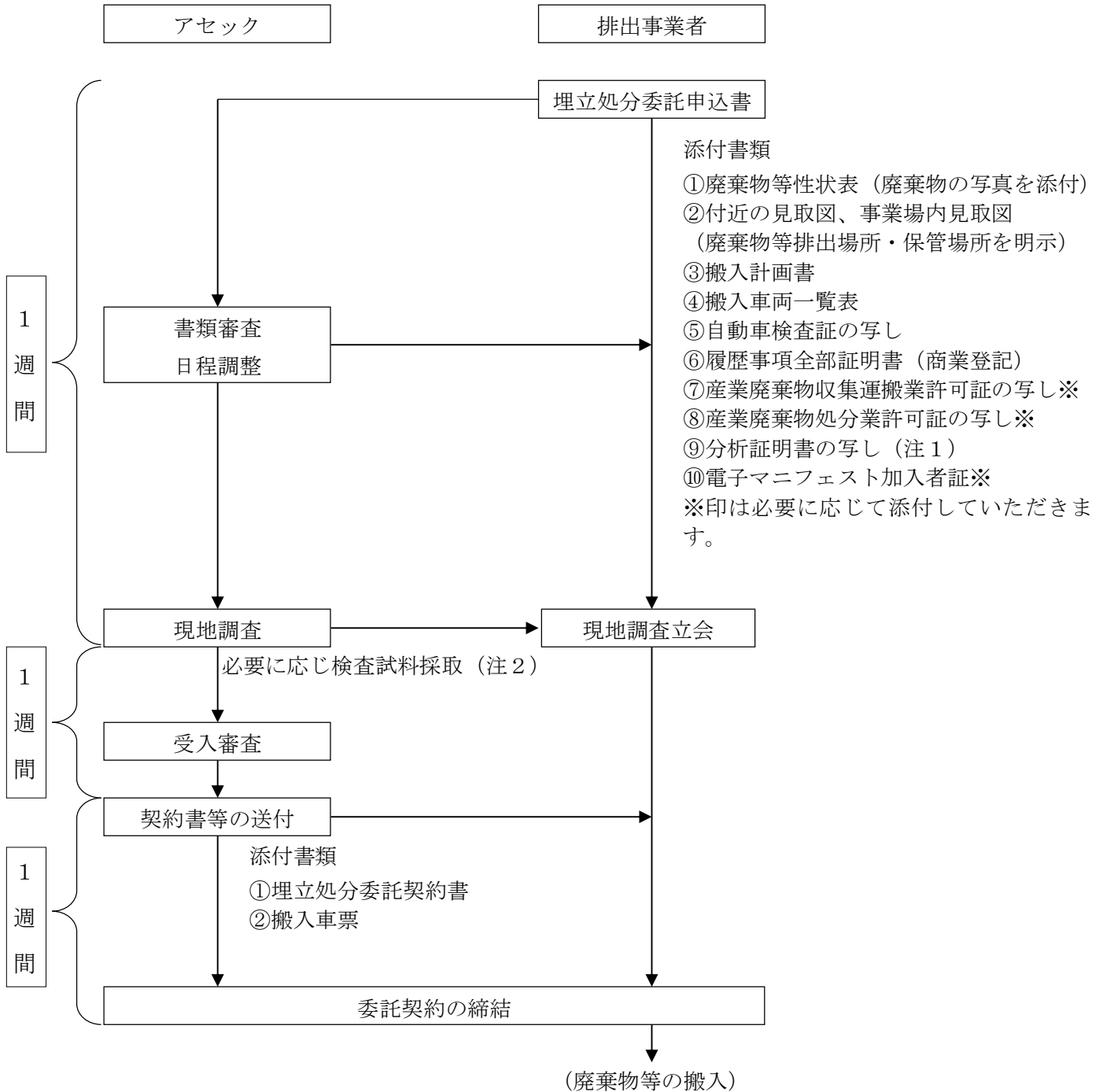
(v) 投入終了後、車両の後ろのバンパー等に廃棄物等の付着がないか確認してください。確認後、速やかに浮棧橋から退出し、洗車設備でタイヤを洗浄した後に計量棟に移動してください。



**【その他の場所（陸上部、内護岸、抜取検査場等）での投入手順】**

計量棟又は現場の係員等が指示する荷下ろし場所へ移動し、ダンピングしてください。なお、フレコンバッグ等の袋に入った廃棄物については、ダンピング前に開封し、中身の確認をする場合があります。また、安定型区画に埋立する廃棄物については、全て展開検査対象となります。ダンピング後は、洗車設備でタイヤを洗浄し、計量棟に移動してください。

## 廃棄物等受入契約フロー



注1) アセックが指定した分析項目の分析結果を埋立処分委託申込書に添付していただきます。

注2) 受入基準が遵守されているか、溶出試験等により確認させていただくことがあります。

# 廃棄物等搬入フロー

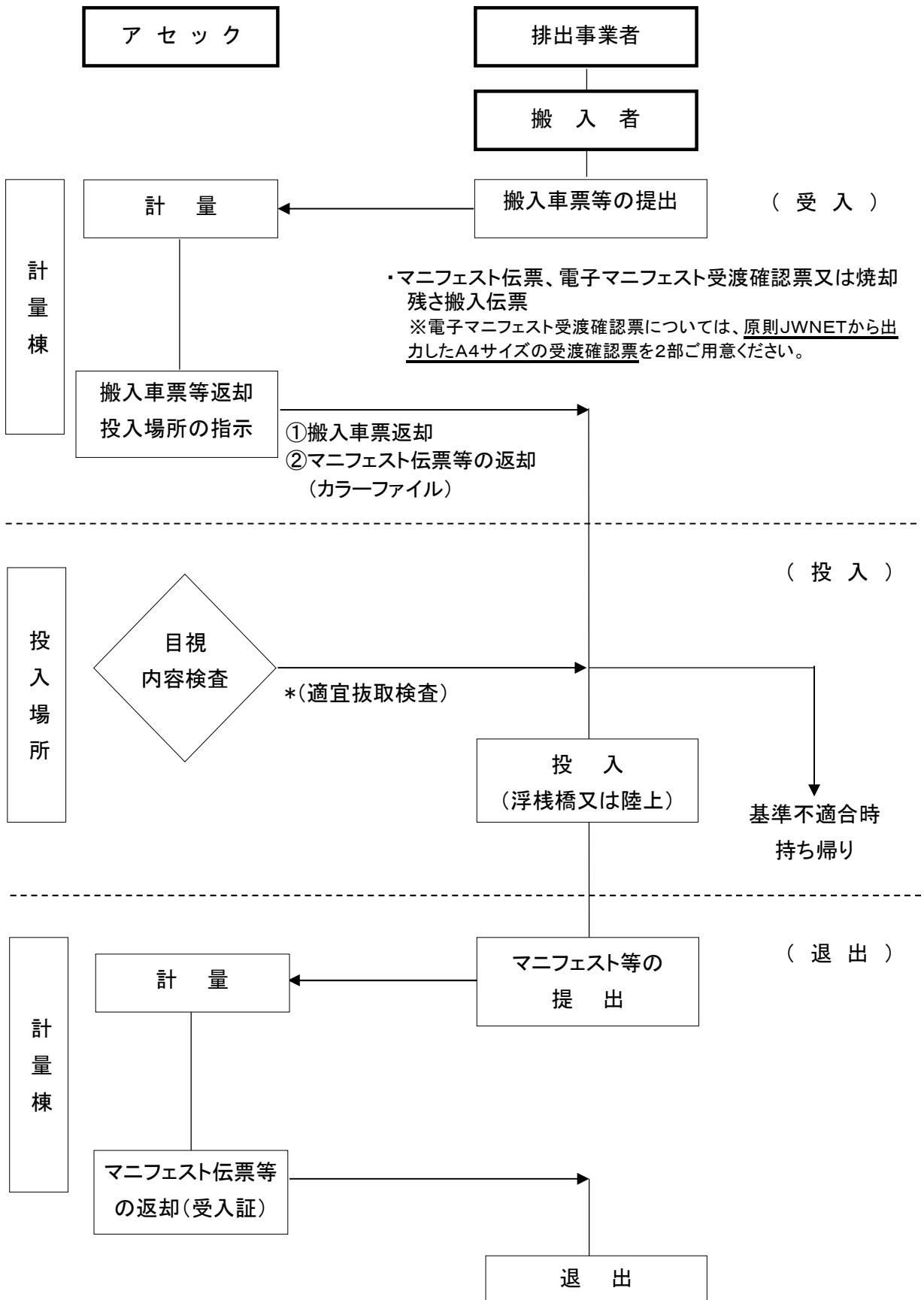


表 1 廃棄物等の受入基準

種類	受入基準
共通受入基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別管理廃棄物に該当しないもの。</li> <li>2. 引火性、発火性、爆発性、発熱、火気・熱気を帯びていないもの、及び有毒ガスの発生等のないもの。</li> <li>3. 発色性、発泡性、油膜の発生等のないもの。</li> <li>4. 腐敗性でないもの、及び腐敗性のもの(紙を含む)が混入又は付着していないこと。</li> <li>5. 浸出液のpHが著しく高くないこと、又は著しく低くないこと。</li> <li>6. 著しい臭気がないこと。</li> <li>7. 搬入及び埋立に当たって取扱いが困難でないもの。</li> <li>8. 著しい飛散性を有しないこと。ただし、散水、梱包及び熔融などの飛散防止措置を行ったものを除く。</li> <li>9. 合成樹脂を発泡させたもの(ウレタンフォーム、発泡スチロール等)を含まないこと。</li> <li>10. 石膏ボードを含まないこと。</li> <li>11. アスファルトを含まないこと。</li> <li>12. 石綿含有廃棄物を含まないこと。</li> <li>13. 蛍光灯・水銀灯(破片を含む)・プリント基板を含まないこと。</li> <li>14. 水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物でないこと。</li> <li>15. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の諸規定に適合するとともに環境保全上支障のないもの。</li> </ol>
個別受入基準	<p style="text-align: center;"><b>燃え殻</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に規定する施設若しくはダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条に規定する廃棄物焼却炉又は大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生する燃え殻であること。</li> <li>2. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>3. 熱しゃく減量が10%以下であること。</li> </ol>
	<p style="text-align: center;"><b>無機性汚泥</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 有機性のものでないこと。</li> <li>3. 熱しゃく減量が15%以下であること。</li> <li>4. 含水率が85%以下であること。</li> <li>5. メッキ廃液を処理したものでないこと。</li> </ol>
	<p style="text-align: center;"><b>廃プラスチック類 (自動車等破砕物) の熔融固化物</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 中空の状態でないこと。</li> <li>3. 最大径がおおむね15cm以下であること。</li> <li>4. 直ち(1分以内)に海面下に沈むこと。</li> </ol>
	<p style="text-align: center;"><b>廃プラスチック類 (自動車等破砕物)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 中空の状態でないこと。</li> <li>3. 最大径がおおむね15cm以下であること。</li> </ol>
	<p style="text-align: center;"><b>鋳さい</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. アルミ鋳さいでないこと(物理化学的に安定なものを除く。)</li> <li>3. 最大径がおおむね50cm以下であること。</li> </ol>
	<p style="text-align: center;"><b>ダスト類</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設、又は汚泥などの産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであること。</li> <li>2. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>3. 含水率が85%以下であること。</li> </ol>
	<p style="text-align: center;"><b>第13号廃棄物</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 最大径がおおむね50cm以下であること。</li> </ol>

個別受入基準	ゴムくず	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中空の状態でないこと。</li> <li>2. 最大径がおおむね 15cm以下であること。</li> </ol>
	廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く)の溶融固化物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 中空の状態でないこと。</li> <li>3. 最大径がおおむね 15cm以下であること。</li> <li>4. 直ち(1分以内)に海面下に沈むこと。</li> </ol>
	廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中空の状態でないこと。</li> <li>2. 最大径がおおむね 15cm以下であること。</li> </ol>
	金属くず	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. リサイクルが困難なものであること。</li> <li>2. 中空の状態でないこと。</li> <li>3. 最大径がおおむね 50cm以下であること。</li> <li>4. 粉状でないこと(酸化による発熱のおそれがないものを除く。)</li> </ol>
	がれき類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. リサイクルが困難なものであること。</li> <li>2. 中空の状態でないこと。</li> </ol>
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 最大径がおおむね 50cm以下であること。</li> <li>4. 腐敗性のものが混入又は付着していないこと。</li> <li>5. 熱しゃく減量が 5%以下であること。</li> </ol>
	一般廃棄物(焼却残さ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 熱しゃく減量が 10%以下であること。</li> </ol>
<p>注 1) 廃プラスチック類(溶融固化物を除く。)、ゴムくず、がれき類及びガラスくずで、浮くものは当分の間受入を行いません。</p> <p>注 2) 石綿含有廃棄物に該当する可能性のある廃棄物(スレートボード、けい酸カルシウム板、パルプセメント板、ビニル床タイル、窯業系サイディング、スラグ石膏板、押出成形セメント板、スレート波板、屋根用化粧スレート、セメント円筒、断熱材、保温材、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキライニング、ブレーキパッドなど)の搬入を希望される場合は、それらが石綿含有廃棄物に該当しないことを証する書面を提出してください。</p>		

判定基準

項目	判断基準	摘要						
		燃え殻	無機性汚泥	廃プラスチック類(注4)	廃プラスチック類(注4)(溶融固化物)	鉱さい	ダスト類	第十三号廃棄物
水素イオン濃度(注3)	検液のpHが著しく高くないこと又は著しく低くないこと	○	○	○	○	○	○	○
アルキル水銀化合物	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	0.3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○
有機りん化合物	1mg/L以下	/	○	○	○	/	/	○
六価クロム化合物	0.5mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○
ひ素又はその化合物	0.3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○
シアン化合物	1mg/L以下	/	○	○	○	/	/	○
PCB	0.003mg/L以下	○	○	○	○	/	○	○
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	/	○	○	○	/	/	○
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	/	○	○	○	/	/	○
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
四塩化炭素	0.02mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	/	○	○	○	/	/	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.02mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
チウラム	0.06mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
シマジン(CAT)	0.03mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0.2mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
ベンゼン	0.1mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○
セレン又はその化合物	0.3mg/L以下	○	○	/	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	○(注5)	○(注5)	/	/	/	○(注5)	○(注6)
ダイオキシン類(注7～9)	3ng-TEQ/g以下	●	●	/	/	/	●	●
総水銀(注7、注10～11)	15mg/kg以下	●(注5)	●(注5)	/	/	●(注5)	●(注5)	/
熱しゃく減量(注12～13)	廃棄物の受入基準のとおり	◎	◎	/	/	/	/	/
含水率(注12～13)	廃棄物の受入基準のとおり	/	◎	/	/	/	◎	/

注1 ○印は、溶出試験を実施する品目。

2 溶出試験の検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)」によること。

3 水素イオン濃度の試験は産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の第一の検液で実施すること。

4 廃プラスチック類の溶出試験は、「産業廃棄物を処分するため処理したもの」の溶出試験の検定方法に準じて実施すること。

5 一般廃棄物を除く。

6 産業廃棄物の燃え殻、ばいじん又は汚泥を処分するために処理したものに限る。

7 ●印は、含有量の測定を実施する品目。

8 ダイオキシン類の含有量の測定方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成16年12月27日環境省告示第80号)」によること。

9 ダイオキシン類の含有量の測定は、廃棄物焼却炉から発生する燃え殻、ダスト類を含む物のみ実施すること。

10 総水銀の含有量の測定方法は、「底質調査方法について」(平成24年8月8日付け環水大水第120725002号)に準拠した方法によること。

11 総水銀の含有量の測定は、大気汚染防止法第2条第13項に規定する水銀排出施設もしくは同法第18条の32に規定する要排出抑制施設を含む工程から発生する燃え殻、無機性汚泥、鉱さい及びダスト類を含む物のみ実施すること。

12 ◎印は熱しゃく減量及び含水率を実施する品目。

13 熱しゃく減量及び含水率の測定方法は、「昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のII」によること。



表3 衣浦港3号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金

(単位：円/トン)

区 分			通常単価	割増単価	
産業廃棄物	主として安定型区画に処分	廃プラスチック類 ※	溶融固化物	16,100	32,200
			その他	61,000	122,000
		ゴムくず※		61,000	122,000
		金属くず※		11,200	22,400
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	海面に浮くもの	76,300	152,600
			その他	10,700	21,400
	がれき類※	海面に浮くもの	76,300	152,600	
		その他	10,700	21,400	
	管理型区画に処分	自動車等破砕物	溶融固化物	15,700	31,400
			その他	76,300	152,600
		燃え殻		15,700	31,400
		無機性汚泥		15,700	31,400
鉍さい		12,100	24,200		
ダスト類		16,000	32,000		
第13号廃棄物		16,000	32,000		
一般廃棄物	燃え殻		15,700	31,400	
	ばいじん		16,200	32,400	
	溶融スラグ		15,700	31,400	
	その他		15,700	31,400	

- 注1) 埋立処分料金は、単価に計量重量（最小単位10キログラム）を乗じて算出する。  
 注2) 埋立処分料金には、別途消費税が課される。  
 注3) 産業廃棄物にあつては、別途産業廃棄物税（1トン当たり1,000円）が課される。  
 注4) 割増単価については、搬入上限目標量（キャップ）を超える搬入量に適用する。  
 ただし、安定型区画への搬入量には適用しない。  
 注5) ※の品目のうち海面に浮くものは、当分の間、受け入れない。

# 廃棄物等埋立処分委託(変更)申込書

令和 年 月 日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
理事長 様

排出事業者	住所 又は所在地	〒
	フリガナ	
	名称	
	氏名 又は 代表者氏名	

廃棄物等の埋立処分を委託したいので、下記のとおり申し込みます。

排出事業場	所在地				資本金	百万円
	フリガナ				郵便番号	〒
	排出事業場名				担当部局	
	産業分類	分類項目名		分類番号		担当者名
	電話番号					
	マニフェスト	紙・電子	E-mail		FAX	
廃棄物等	種類	名称		種類	名称	
運搬方法	自社・委託				許可番号	
	委託業者	所在地				愛知県
		名称 代表者氏名				第 号 名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市
		電話番号		担当者氏名		第 号
	委託業者	所在地				愛知県
		名称 代表者氏名				第 号 名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市
電話番号			担当者氏名		第 号	
料金請求先	フリガナ				郵便番号	〒
	所在地				担当部局	
	フリガナ				担当者名	
	名称 又は 氏名				電話番号	
添付書類等	(1)搬入計画書 (5)会社の登記簿謄本等(注2)				受付	
	(2)搬入車両一覧表 (6)廃棄物等性状表(廃棄物の写真を添付)					
	(3)自動車検定の写し (7)分析証明書の写し(3か月以内のもの)					
	(4)産業廃棄物処理業許可証の写し (8)付近の見取図、事業場内見取り図 (廃棄物等の排出場所、保管場所を明示)					

(注1) 廃棄物等の種類及び名称の追加並びに管理型廃棄物の性状等の変更は変更申込書で、その他の変更は変更届出書をご利用いただけますようお願いいたします。

(注2) 履歴事項全部証明書(商業登記)又はそれに代わるものの写し(公的機関が発行した証明書・建設業許可証・産業廃棄物処分業許可証等)

# 廃棄物等埋立処分委託(変更)申込書

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
理事長 様

排出事業者	住所 又所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△町□□番地
	フリガナ 名称	カブシキガイシャ〇〇カンキョウ 株式会社〇〇環境
	氏名 又は 代表者氏名	代表取締役 環境 太郎

押印は不要です。

廃棄物等の埋立処分を委託したいので、下記のとおり申し込みます。

排出事業場	所在地	〇〇市△△-丁目□□番地			資本金	〇〇 百万円	
	フリガナ	カブシキガイシャ〇〇カンキョウ △△コウジョウ			郵便番号	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	
	排出 事業場名	株式会社〇〇環境 △△工場			担当部局	管理部 管理課	
	産業分類	分類項目名	廃棄物処理業	分類番号	88	担当者名	〇〇 〇〇
	マニフェスト	紙・電子	E-mail	〇〇〇〇@△△△△.co.jp		電話番号	0569-〇〇-△△△△
廃棄物等	種類	名称	種類	名称			
	燃え殻	焼却灰					
	無機性汚泥	排水処理汚泥					
運搬方法	自社・委託				許可番号		
	所在地	〇〇市△△町□□番地			愛知県		
	名称 代表者氏名	株式会社〇〇運送 代表取締役 収集 次郎			第 023〇〇〇〇〇〇〇〇 号		
	電話番号	0569-〇〇-△△△△	担当者氏名	〇〇 〇〇	名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市		
	所在地	〇〇市△△-丁目□□番地			愛知県		
	名称 代表者氏名	有限会社△△運輸 代表取締役 運搬 三郎			第 023〇〇〇〇〇〇〇〇 号		
電話番号	0569-〇〇-△△△△	担当者氏名	〇〇 〇〇	名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市			
料金請求先	フリガナ	〇〇シム△△チョウ□□パンチ			郵便番号	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	
	所在地	〇〇市△△町□□番地			担当部局	総務部 総務課	
	フリガナ 名称	カブシキガイシャ〇〇カンキョウ			担当者名	△△ △△	
	又は 氏名	株式会社〇〇環境			電話番号	0569-〇〇-△△△△	
添付書類等	(1) 搬入計画書 (5) 会社の登記簿謄本等(注2)				受付		
	(2) 搬入車両一覧表 (6) 廃棄物等性状表(廃棄物の写真を添付)						
(3) 自動車検定の写し (7) 分析証明書の写し(3か月以内のもの)							
(4) 産業廃棄物処理業許可証の写し (8) 付近の見取図、事業場内見取り図 (廃棄物等の排出場所、保管場所を明示)							

(注1) 廃棄物等の種類及び名称の追加並びに管理型廃棄物の性状等の変更は変更申込書で、その他の変更は変更届出書をご利用いただけますようお願いいたします。

(注2) 履歴事項全部証明書(商業登記)又はそれに代わるものの写し(公的機関が発行した証明書・建設業許可証・産業廃棄物処分業許可証等)

# 委託内容変更届出書

令和 年 月 日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
理事長 様

契約事業者名  
代表者名

下記の事項を変更したいので、届出ます。

排出事業者	住所	〒		
	フリガナ			
	名称			
氏名	氏名			
代表者氏名	氏名			
排出事業場	所在地	資本金※		百万円
	フリガナ	郵便番号		〒
	排出事業場名	担当部局		
	産業分類※	分類項目名	分類番号※	担当者名
	manifest※	紙・電子	E-mail	電話番号
			FAX	
運搬方法	自社・委託			許可番号
	新規	所在地	愛知県	
		名称 代表者氏名	第 号 名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市	
		電話番号	担当者氏名	第 号
	新規	所在地	愛知県	
		名称 代表者氏名	第 号 名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市	
		電話番号	担当者氏名	第 号
廃止	名称			
車両の変更	新規登録	廃止	その他	
料金請求先	フリガナ	郵便番号		〒
	所在地	担当部局		
	フリガナ 名称 又は 氏名	担当者名		
		電話番号		
添付書類等	(1)搬入車両一覧表 (2)自動車車検証の写し (3)産業廃棄物処理業許可証の写し (4)会社の登記簿謄本(注2)又は住民票の写し			受付

(注1) 排出事業者、排出事業場(※は変更のある場合のみ)欄及び変更する事項を記入してください。

(注2) 履歴事項全部証明書(商業登記)又はそれに代わるものの写し(公的機関が発行した証明書・建設業許可証・産業廃棄物処分業許可証等)

# 委託内容変更届出書

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
理事長 様

契約事業者名 株式会社〇〇環境

代表者名 代表取締役 環境 太郎

押印は不要です。

下記の事項を変更したいので、届出ます。

排出事業者	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△町□□番地					
	フリガナ	カブシキガイシャ〇〇カンキョウ					
	名称	株式会社〇〇環境					
代表者氏名	代表取締役 環境 太郎						
排出事業場	所在地	〇〇市△△一丁目□□番地			資本金※	百万円	
	フリガナ	カブシキガイシャ〇〇カンキョウ △△コウジョウ			郵便番号	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	
	排出事業場名	株式会社〇〇環境 △△工場			担当部局	管理部 管理課	
	産業分類※	分類項目名		分類番号※	担当者名	〇〇 〇〇	
	マニフェスト※	紙・電子	E-mail		電話番号	0569-〇〇-△△△△	
運搬方法	自社	委託				許可番号	
	新規	所在地	〇〇市△△二丁目□□番地			愛知県	
		名称 代表者氏名	□□産業有限会社 代表取締役 輸送 四朗			第 023〇〇〇〇〇〇〇〇 号	
		電話番号	0569-〇〇-△△△△	担当者氏名	〇〇 〇〇	名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市	
	新規	所在地				愛知県	
		名称 代表者氏名				第 号	
		電話番号		担当者氏名		名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市	
廃止	名称	有限会社△△運送				第 号	
車両の変更	新規登録					廃止	その他
料金請求先	フリガナ				郵便番号	〒	
	所在地				担当部局		
	フリガナ				担当者名		
	名称 又は 氏名				電話番号		
添付書類等	(1) 搬入車両一覧表 (2) 自動車車検証の写し (3) 産業廃棄物処理業許可証の写し (4) 会社の登記簿謄本(注2)又は住民票の写し				受付		

(注1) 排出事業者、排出事業場(※は変更のある場合のみ)欄及び変更する事項を記入してください。

(注2) 履歴事項全部証明書(商業登記)又はそれに代わるものの写し(公的機関が発行した証明書・建設業許可証・産業廃棄物処分業許可証等)

## 搬入計画書

		搬入事業場名				
廃棄物等の種類	搬入量 t/年	搬入頻度	搬入期間		搬入方法 (飛散等の防止等の措置)	備考
		トン車×回/月	・	月～		
		トン車× 回/月	年	月～	年	月
		トン車× 回/月	年	月～	年	月
		トン車× 回/月	年	月～	年	月
		トン車× 回/月	年	月～	年	月
		トン車× 回/月	年	月～	年	月
		トン車× 回/月	年	月～	年	月
		トン車× 回/月	年	月～	年	月
		トン車× 回/月	年	月～	年	月
		トン車× 回/月	年	月～	年	月
		トン車× 回/月	年	月～	年	月

(注) 廃棄物等を次年度も引き続き搬入する場合は、毎年2月までに次年度の計画を提出してください。

# 搬入計画書

		排出事業場名		株式会社〇〇環境 △△工場	
廃棄物等の種類	搬入量 t/年	搬入頻度	搬入期間	搬入方法 (飛散等の防止等の措置)	備考
		トン車×回/月	・ 月～ 年・ 月		
燃え殻	1,000	10トン車× 5回/月	25年 7月～ 26年 6月	荷台をシート掛けして運搬	
無機性汚泥	1,000	10トン車× 5回/月	25年 7月～ 26年 6月	荷台をシート掛けして運搬	
		トン車× 回/月	年 月～ 年 月		
		トン車× 回/月	年 月～ 年 月		
		トン車× 回/月	年 月～ 年 月		
		トン車× 回/月	年 月～ 年 月		
		トン車× 回/月	年 月～ 年 月		
		トン車× 回/月	年 月～ 年 月		
		トン車× 回/月	年 月～ 年 月		
		トン車× 回/月	年 月～ 年 月		

(注) 廃棄物等を次年度も引き続き搬入する場合は、毎年2月までに次年度の計画を提出してください。

## 搬入車両一覧表

		搬入車両				届出理由				
No	自社・委託業者名	車両番号			車体の形状／積載量(kg)	総重量(kg)	新規	既存	廃止	その他
		地域名	分類番号	ひらがな番号						

(注) 搬入車両は全部記入してください。  
 車両番号は地域名・分類番号・ひらがなも記入してください。



## 搬入車両一覧表

		排出事業場名		株式会社〇〇環境 △△工場						
No	搬入車両					届出理由				
	自社・委託業者名	車両番号			車体の形状／積載量(kg)	総重量(kg)	新規	既存	廃止	その他
地域名		分類番号	ひらがな番号							
1	株式会社〇〇運送	名古屋	〇〇〇	あ 〇〇〇〇	ダンプ/9,000	19,990	○			
2	株式会社〇〇運送	名古屋	〇〇〇	い △△△△	ダンプ/8,900	19,980	○			
3	有限会社△△運輸	名古屋	〇〇〇	う 〇〇〇	ダンプ/8,800	19,990	○			
4	株式会社〇〇運送	三河	〇〇〇	え □□	ダンプ/9,100	19,990			○	
5	有限会社△△運輸	三河	〇〇〇	お □□□□	ダンプ/9,100 →ダンプ/9,000	19,990 →19,890				○

(注) 搬入車両は全部記入してください。  
車両番号は地域名・分類番号・ひらがなも記入してください。

## 廃棄物等性状表

		排出事業場名			NO
廃棄物等の種類				搬入数量	トン/年
廃棄物等の名称					
性状	形状(色調)	(                    )		熱しやく減量※	%
	単位容積重量(比重)※			含水率※	%
	油 分※	%		pH※	
廃棄物等の排出過程等	原材料 (副材料・添加物等も記入)				
	排出工程				
	廃棄物等の保管方法及び運搬方法				
通常の保管状況下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化					
他の廃棄物との混合等により生ずる支障					
その他廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項					

(注) ※の欄は、判明している場合に記載してください。

# 廃棄物等性状表

		排出事業場名	株式会社〇〇環境 △△工場	NO	1
廃棄物等の種類		燃え殻	搬入数量	1,000	トン/年
廃棄物等の名称		焼却灰			
性状	形状(色調)	固形 ( 黒色 )	熱しゃく減量※	5.0	%
	単位容積重量(比重)※	1.4	含水率※	50	%
	油分※	0 %	pH※	9.5	
廃棄物等の排出過程等	原材料 (副材料・添加物等も記入)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずを焼却した廃棄物焼却炉から排出されるもの。			
	排出工程	<pre> graph LR     A[排出事業者から受託した廃棄物] --&gt; B[廃棄物焼却炉]     B --&gt; C[焼却灰]             </pre>			
	廃棄物等の保管方法及び運搬方法	焼却灰は、屋内の保管場所にて保管。 重機で積込み、運搬車両の荷台にシート掛けて運搬。			
通常の保管状況下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化	特になし。				
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	特になし。				
その他廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	特になし。				

(注) ※の欄は、判明している場合に記載してください。

[様式第6号]

# 契 約 解 除 通 知

令和 年 月 日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
理事長 様

住所

契約事業者名

印

貴財団と 年 月 日に締結した下記の排出事業場に係る廃棄物埋立処分契約を、同契約第 条第 項の規定に基づき解除します。

排出事業場	所在地	
	フリガナ 排 出 事業場名	
契約解除年月日		令和 年 月 日

# 契約解除通知

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
理事長 様

住所 〇〇市△△町□□番地  
株式会社〇〇環境  
契約事業者名 代表取締役 環境 太郎 印

貴財団と〇〇年〇〇月〇〇日に締結した下記の排出事業場に係る廃棄物埋立処分契約を、同契約第〇条第〇項の規定に基づき解除します。

排出事業場	所在地	〇〇市△△一丁目□□番地
	フリガナ	カブシキガイシャ〇〇カンキョウ △△コウジョウ
	排出事業場名	株式会社〇〇環境 △△工場
契約解除年月日		令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日

〔様式第7号〕  
(表面)

サイズはA4とする。

## 廃棄物等搬入車票

# A S E C

排出事業場等 ○○(株) ▲▲工場  
搬入事業者 □□運輸(株)  
車両番号 名古屋123 あ 12-34

公益財団法人愛知臨海環境整備センター

(裏面)

### [注意事項]

- ★この搬入車票は、一般道路を走行するときも車両の正面から確認できるように掲示してください。
- ★搬入車両の運行管理は契約者(搬出事業者)の責任で行ってください。
- ★受入時間は、9:00~12:00及び13:00~16:30です。
- ★12:00~13:00は、計量棟から先へは入場できません。  
(入場中の場合は速やかに退場してください。)
- ★処分場内への入場は9:00以降です。また、退場は16:45までです。
- ★場内は、20km/時以下(浮棧橋、内護岸は10km/時以下)とします。
- ★飛散防止措置、荷こぼし防止の措置を行ってください。
- ★周辺道路上での待機、駐車やごみのポイ捨ては行わないでください。
- ★ヘルメット及びライフジャケットを用意してください。

[問合せ先] 公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
知多郡武豊町字三号地1番地  
電話 0569-89-7300



(参考) 提出書類一覧表 (新規契約、品目の追加)

区分	燃え殻、無機性汚泥、 廃プラスチック類 (自動車等破砕物・溶 融固化物)、鉱さい、ダ スト類、第 13 号廃棄 物、一般廃棄物 (燃え 殻、ばいじん、溶融ス ラグ、無機性汚泥)	ゴムくず、廃プラ スチック類 (その 他)、金属くず、 がれき類、ガラス くず・コンクリー トくず及び陶磁器 くず		備 考
廃棄物等埋立処分 委託(変更)申込書 (様式第 1 号)	○	○		
搬入計画書 (様式第 3 号)	○	○		
搬入車両一覧表 (様式第 4 号)	○	○		
自動車検査証 の写し	○	○		原則、自動車 NO <sub>x</sub> ・PM 法 適合車としてください。
履歴事項全部証 明書(商業登記) 等の写し	○	○		・会社の履歴事項全部 証明書又は住民票の写し等 ・建設業許可証等の写 しでも代用可
産業廃棄物 収集運搬業 許可証の写し	○	○		・産業廃棄物の収集 運搬を委託される場合
産業廃棄物 処分業 許可証の写し	○	○		・産業廃棄物の中間 処分業者の場合
廃棄物等性状表 (様式第 5 号)	○	○		
分析証明書 の写し	○	—		環境計量証明事業所又 は公共機関が、3 か月 以内に発行したもの
電子マニフェスト 加入者証の写し	○	○		・電子マニフェストを 使用される場合
廃棄物埋立処分契 約書	アセックで準備いたします。			

(参考) 提出書類 (委託内容変更時)

変更事案	提出書類
処分を委託する廃棄物等の性状の変更又は種類の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物等埋立処分委託(変更)申込書(様式第1号)</li> <li>・ 廃棄物等性状表(様式第5号)</li> <li>・ 分析証明書の写し<sup>※1</sup></li> </ul>
(法人の場合) 事業者の名称、住所、 代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託内容変更届出書(様式第2号)</li> <li>・ 法人の履歴事項全部証明書(登記簿)等<sup>※2</sup> 備考) 合併等をし、かつ、契約の相続ができない場合等には、新規契約となります。</li> </ul>
(個人の場合) 住所、氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託内容変更届出書(様式第2号)</li> <li>・ 住民票等<sup>※2</sup> 備考) 契約の相続はできません。新規契約となります。</li> </ul>
排出事業場等の名称、住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託内容変更届出書(様式第2号)</li> <li>・ 変更の内容が分かるもの</li> </ul>
運搬方法 (収集運搬委託事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託内容変更届出書(様式第2号)</li> <li>・ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し<sup>※3</sup></li> </ul>
搬入車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託内容変更届出書(様式第2号)</li> <li>・ 搬入車両一覧表(様式第4号)</li> <li>・ 自動車検査証の写し<sup>※4</sup></li> </ul>
マニフェストの運用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託内容変更届出書(様式第2号)</li> <li>・ 電子マニフェスト加入者証<sup>※5</sup></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金請求先</li> <li>・ 契約している廃棄物の一部品目の削除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託内容変更届出書(様式第2号)</li> </ul>

※1 環境計量証明事業所又は公共機関が、3か月以内に発行したもの

※2 それに代わるものとして、公的機関が発行した証明書・建設業許可証・産業廃棄物処分業許可証等の写しでも可。

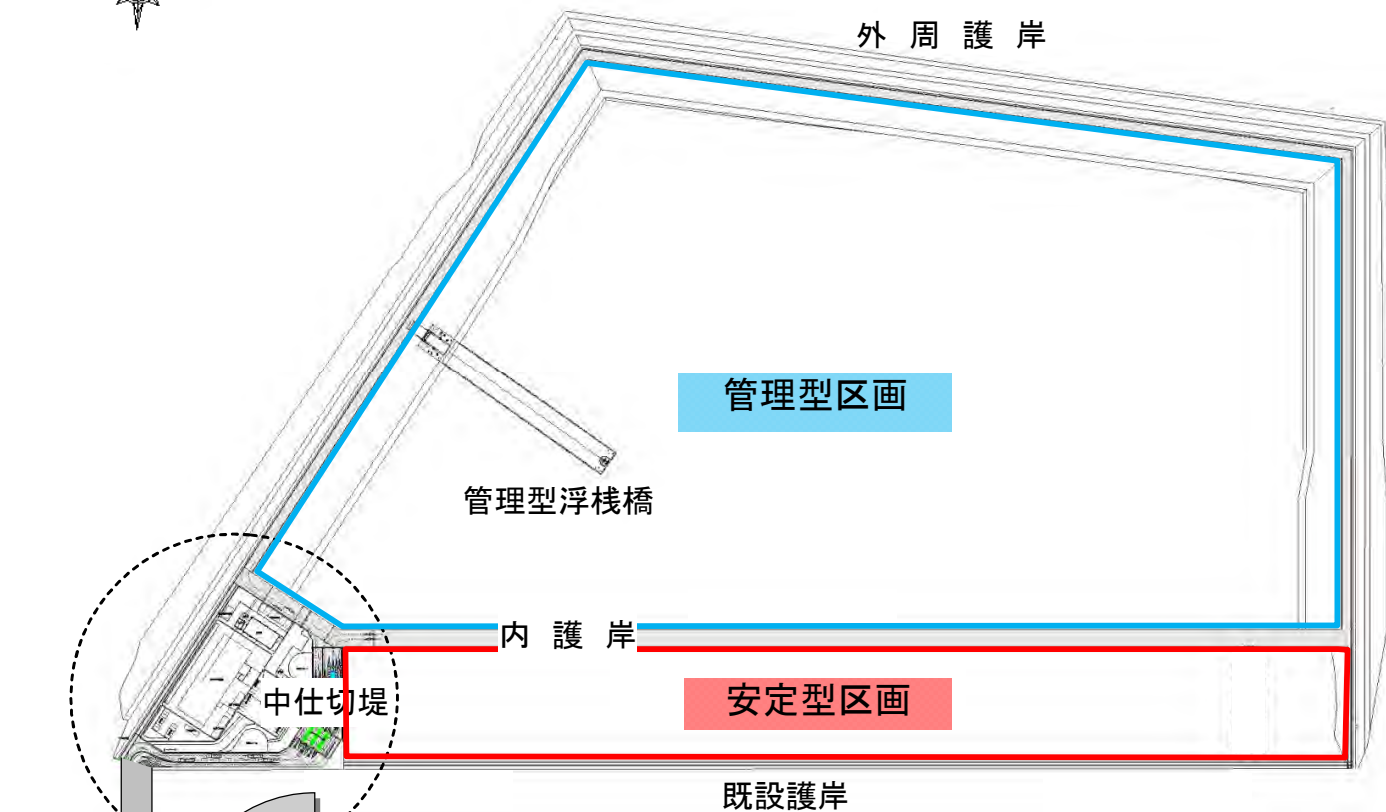
※3 産業廃棄物の場合のみ。愛知県知事許可又は関係市長許可のもの。

※4 新規追加車両分のみ。

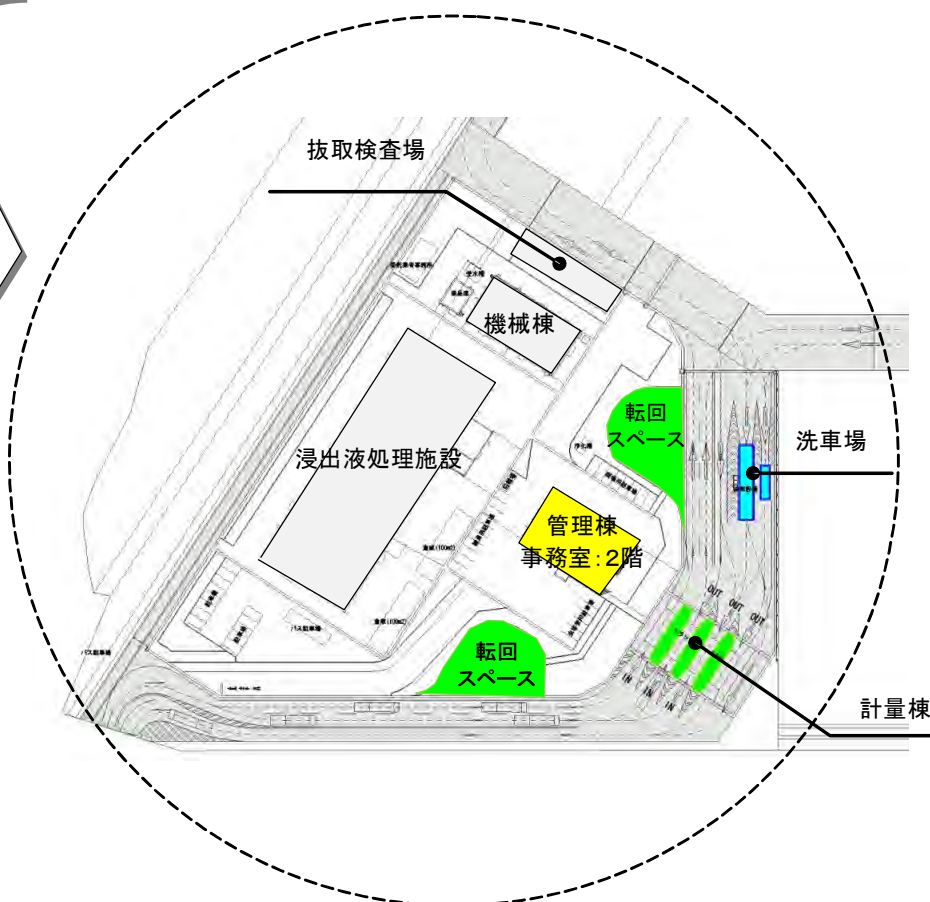
※5 新たに電子マニフェストで運用する場合のみ。



# 場内見取図



進入道路



## 案内図



連絡先：公益財団法人愛知臨海環境整備センター

(略称：アセック、ASEC)

知多郡武豊町字三号地1番地

TEL 0569-89-7300

FAX 0569-89-7301

(URL) <https://www.asec.or.jp/>